

設計・施工業務に係る契約条件

(特に定めた契約条件)

- 1 この業務は、令和5年度から令和6年度にわたるものである。
- 2 令和5年度の支払限度額は、20,000,000円(税込)、とし、残額は、令和6年度に支払う。
ただし、最終を除いた部分支払額は、相応する請負代金相当額の10分の9以内とする。
- 3 前払金総額は請負代金額の40パーセントの額以内の額とし、各年度ごとに分割して支払う。

$$\text{各年度前払金の支払額} \leq \text{前払金総額} \times \frac{\text{当該年度の支払限度額}}{\text{請負代金額}}$$

受注者は、前払金を受けようとする場合、各年度末(令和6年度は工事完成期限)を保証期限とした、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社(以下「保証会社」という。)の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 4 中間前払金の総額は請負代金額の20パーセントの額以内の額とし、各年度ごとに分割して支払う。

$$\text{各年度中間前払金の支払額} \leq \text{中間前払金総額} \times \frac{\text{当該年度の支払限度額}}{\text{請負代金額}}$$

受注者は、3に規定する前払金の支払いを受けた後、中間前払金を受けようとする場合は、当該年度の工事実施期間の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の工事に係る作業に要する経費が請負代金額の年割額2分の1以上の額に相当するものであることについての認定を受けた後、各年度末(令和6年度は工事完成期限)を保証期限とした、保証会社の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 5 発注者は、予算上の理由等により、2から4に規定する支払額を変更することができる。